

## LOG POINT 加盟店契約書

本「LOG POINT 加盟店契約書」（以下、「本契約」といいます）は、大分県ポイントアプリまたはそれに付随するシステムの利用等において株式会社 A-CAST（以下「甲」という）と、（以下「乙」という）は以下のとおり締結する。

（目的）

（標章の使用許諾）

第 1 条 甲は乙に対して、標章を利用することを許諾する。

2 乙は、前項により、使用することの許諾を受けた標章を、店舗の営業のみに使用しなければならない。

（システム利用料）

第 2 条 乙は甲に対して、システム利用料として、ポイントアプリ提示の総売上高（毎月末日締めとする）に 2.5%を乗じて算出される金員とポイント発行分 1%を、翌月 27 日限り、口座振替にて支払うものとする。

（秘密保持）

第 3 条 甲および乙は、本契約および本件商品、などに関して、知り得た相手方の機密情報について、技術に関するもののみならず、業務上のものに関しても、第三者に開示または洩らさないこととし、本契約の目的のため以外に当該機密情報を使用しないことを誓約する。

2 前項の規定は、本契約終了後も 5 年間存続するものとする。

（権利の譲渡禁止等）

第 4 条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならない。

（最低契約期間）

第 5 条 本契約の最低契約期間は契約日より 6 ヶ月とする。最低契約期間内に契約破棄する場合は乙が甲に対し解約料 10,000 円を支払う。

（解除）

第 6 条 甲または乙が、以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告および自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 本契約の 1 つにでも違反したとき

(2) 監督庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しなどの処分を受けたとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

(4) 自ら振り出したり引き受けた手形、もしくは小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき

(5) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定などの申し立てを成し、またはこれらの申し立てが成されたとき

(6) 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

(7) そのほか、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき

（契約終了後の措置）

第 7 条 本契約が、理由の如何を問わず終了した場合は、乙は甲に対し、以下の各号に定める処理をしなければならないものとする。

(1) 甲に対して負っている債務につき、期限の利益を失い、直ちにこれを弁済しなければならない。

(2) 標章の使用を停止し、標章の表示された店舗・看板などを乙の費用において撤去する。

(3) 残余する商品等を、甲の指示にしたがい処分する。

(4) 甲から貸与された端末・資材を甲に返還する。

（合意管轄）

第 8 条 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（有効期間）

第 9 条 本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲乙の一方から他方に対し、本契約を終了する旨を書面をもって通知しないかぎり、さらに 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第 10 条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市中央町 1-4-2  
株式会社 A-CAST  
代表取締役 中平 知克

乙